

指定事業所 御中

久慈広域連合事務局長

令和元年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の
実績報告について

標記の件について、下記により提出していただきますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和2年7月31日（金）

2 提出書類

(1) 令和元年度介護職員処遇改善加算に係る実績報告

ア 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3-1）

イ 事業所一覧表（別紙様式3-1 添付書類1）

ウ 報告対象都道府県内一覧表（別紙様式3-1 添付書類2）※該当する場合のみ

エ 都道府県状況一覧表（別紙様式3-1 添付書類3）※該当する場合のみ

オ 賃金改善所要額内訳書（参考様式）

(2) 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る実績報告

ア 介護職員等特定処遇改善加算実績報告書（別紙様式3-2）

イ 事業所一覧表（別紙様式3-2 添付書類1）

ウ 報告対象都道府県内一覧表（別紙様式3-2 添付書類2）※該当する場合のみ

エ 都道府県状況一覧表（別紙様式3-2 添付書類3）※該当する場合のみ

※1 賃金改善所要額内訳書（参考様式）により難しい場合は、介護職員別の賃金改善実績が把握できる書類を作成のうえ提出すること。

※2 様式のデータは、当広域連合ホームページトップ画面の「新着・更新情報」に掲載してありますので、適宜ご使用ください。

※3 老発0305第6号より、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の新様式が示されたところですが、令和2年3月30日付け事務連絡の「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）」の問10に基づき、令和元年度の実績報告は旧様式での受付をすることとします。

3 その他

- (1) 本加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、仮に下回っている場合は、一時金や賞与等の支給により、賃金改善額が加算収入額を上回るよう留意すること。
- (2) 本加算に係る書類を整備し、5年間保管すること。
- (3) 賃金改善額のうち、社会保険料事業主負担増加額については、賃金改善実施期間に実際に増加した分を計上すること。
- (4) 第1号訪問介護サービス事業所、第1号通所介護サービス事業所（定員19名以上）については、県へ提出した写しを提出すること。
- (5) 久慈広域管外の事業所にあつては、指定権者へ提出した書類の写しを提出すること。
- (6) 令和元年度の途中で事業を廃止又は指定辞退した場合や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定を終了した場合も必ず提出すること。

【担当】

久慈広域連合介護保険課介護保険係

T E L 0194-61-3355 F A X 0194-61-3324

メール kaigo@kuji-kouiki.jp